

# 児童虐待対応について

## ～児童福祉法改正2016年以後～



流通科学大学人間社会学部 教授  
加藤 曜子

### はじめに

2016年に児童福祉法が70年ぶりに改正され、「子どもの権利」の尊重が明記された。その後発生した複数の虐待死事例が社会的な注目を浴び、児童相談所や市区町村への体制強化が提示されている。

市区町村に求められる姿勢は親子への支援を優先する点にある。虐待ありきではなく、子どもの安全な状態を確認しつつ、安心、安定して暮らせるためには、保護者や家庭がどのような点で、子育てに困り、あるいは生活の困難さを抱えているのかを把握し、支援を提供することに焦点を当てる。市区町村にあっては、「親を悪者にしない、追い詰めない」姿勢で臨むことが必要となる。

## 1 児童福祉法改正と虐待対応の基本的な姿勢

### 1) 児童福祉法の基本理念

2016年の児童福祉法改正は、「子どもは権利の主体である」こと、また「国民は子どもの最善の利益を優先させる」ことを規定した。保護者は第一養育責任者であり、自治体は子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援しなければならないとした。

具体的には、妊娠から切れ目のない支援、自立までを保障する方策を提示した。基礎自治体である市区町村の責務として、2016年の児童福祉法改正では、第10条において「児童及び妊産婦に関し、実情把握、情報の提供、必要な調査と指導を行うこと」に加え、「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと」とし、それらを実現するための整備が提案されている<sup>\*1</sup>。

### 2) 子育て支援の充実の重要性

現在の子育ての実態として、児童虐待件数

の増加、特に夫婦不和による家庭内暴力（配偶者間暴力）による子どもへの心理的虐待の増加や、一人親、多子家庭の貧困が未解決として横たわっている。多様な家族形態（ステップファミリー、里親家庭、養子縁組家庭）の中で子どもが育っていることの配慮や理解を高める必要性も出てきている。そのため生活困窮家庭、ステップファミリーへの理解を啓発する方策など都道府県や市区町村で工夫されつつある。

子育てに必要なサービスは、子ども・子育て支援制度として13事業が定められている。利用者支援事業では当事者である親からのニーズに対応することになっている。

## 2 児童虐待予防—子育て世代包括支援センター

2016年以降、図1に示すように、虐待予防体制は、すべての子どもへの支援を対象とした子育て世代包括支援センター、利用者支援事業、虐待防止のための子ども家庭相談を実施する子ども家庭総合支援拠点、リスクの高い事例についての保護機能をもつ児童相談所から成り立つ。

子育て世代包括支援センターは「現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にいたるまでの支援について、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を立ち上げ、切れ目のない支援を実施し、ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する」とされている。

2017年のガイドラインでは①妊産婦・乳幼児等の実情を把握する、②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提

児童虐待対応について  
児童福祉法改正2016年以後

特集／研修紹介